



志摩市上下水道企業告示第3号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定により、令和8年4月1日から志摩市水道事業及び志摩市下水道事業出納取扱金融機関を次のとおり定める。

令和8年4月1日

志摩市長 橋爪 政



1 出納取扱金融機関

名称	所在地	取り扱う事務の範囲
株式会社 百五銀行	三重県津市岩田21番27号	水道事業及び下水道事業の公金の収納及び支払の事務